

掛川市規則第15号

掛川市福祉事務所規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成26年3月26日

掛川市長

(別紙)

掛川市福祉事務所規則の一部を改正する規則

掛川市福祉事務所規則（平成17年掛川市規則第69号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表福祉課の項中「児童福祉係」を削る。

第5条第4項の表児童福祉係の職員の項を削る。

第6条第1項第2号中ウをオとし、イの次に次のように加え、同項第3号を削る。

ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく事務のうち、委任規則第7条に規定する事務

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく事務のうち、委任規則第9条各号に掲げる事務

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。